

随意契約（相手方指定）調書

件名	保育園給食調理業務委託（東尾久保育園）	№5200364
工（納）期	令和10年3月31日	
契約締結日	令和7年4月1日	
契約金額	30,637,200円（消費税込み）	

契約相手方	株式会社サンユー 東京支店 (法人番号：8021001036610)
相手方指定理由	別紙に記載のとおり。
備考	

業者選定理由書

件 名	保育園給食調理業務委託（東尾久保育園）
指名業者 （案）	名 称 株式会社サンユー 東京支店 所在地 東京都世田谷区太子堂一丁目１２番４０号 グレート王寿ビル２Ｆ 代表者 支店長 漆戸 さゆき
特命理由	本件は、区立保育園１園の給食調理業務を更新委託（３年間の長期継続契約）するものである。 主管課からは、契約締結請求にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得たうえで、上記業者を契約の相手方としたい旨の依頼があった。 経理課として検討したところ、 上記の給食調理業務委託は、令和３年度から３年間の長期継続契約が終了し、更新時期を迎えたものである。 保育園給食は、継続的に安定した給食の提供を行う必要があるが、更新時期に際し履行状況が良好である場合において、現受託者に委託を継続することとされている。 上記業者は主管課による外部委員を含む継続審査会により、「調理の安定的な履行」「安全衛生管理」「アレルギー、行事食等への対応」など多岐にわたる審査において、良好な業務の履行が確認されている。 また、継続審査会の外部委員に依頼して、調理現場の視察、給食の喫食など、調理業務の状況について評価を行い、こちらも良好であるとの結果を得たことから、委託を継続することが適当であるとの結論を得ている。 以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。
その他 特記事項	○根拠規定：地方自治法施行令第１６７条の２第１項第２号（性質又は目的が競争入札に適さないもの） ○本件は、長期継続契約とする契約を定める条例（平成１７年条例第５６号）及び同条例施行規則の規定に該当するため、令和７年４月１日から令和１０年３月３１日までの長期継続契約（３年）を締結する。